



発行所 ☎730 - 0012  
 広島市中区上八丁堀8番10号  
 建設業労働災害防止協会広島県支部  
 発行人 高見誠一  
 TEL(082)228-8250  
 印刷所 広島市西区東観音町3番8号  
 中外印刷株式会社  
 TEL(082)291-4646

定価 40円 送料 60円 毎月1回 10日発行 会員の方は会費に「建設防広島」の購読料が含まれています。 3月号

**平成28年度**

**建設業 年度末労働災害防止強調月間**

(期間 平成29年3月1日~3月31日)

**労働災害防止活動を実施しています!!**

本誌先月号にてご案内しました「建設業年度末労働災害防止強調月間」には当支部各分会において強調月間パトロールが展開されております。(分会によっては、すでに2月から実施しています。)

広島分会では、3月2日に特別安全パトロールが実施され、当日は東区、西区、南区・安芸地区、中区2か所の合計5つの地区で特別養護老人ホーム新築工事、私立中学・高等学校講堂棟新築工事、マンション新築工事等の工事現場を分会役員、安全指導者、地区委員、広島中央署職員2名、支部駐在の安全管理士も加えて総勢38名でパトロールしました。

各現場とも、安全管理が徹底されていましたが、建設業の就労経験の少ない作業者の安全衛生教育の実施状況や、本年6月で特例措置が切れる足場組立て作業の経験者の特別教育の実施状況、墜落災害が多発していることから、足場の手すり、中棧、幅木の状況、作業床と躯体との開口部対策等の状況、転倒しやすいコンクリート床部の段差の対策、現場統責者と職長・安責との連絡や作業間の調整の方法等について熱心にパトロールを行い、気が付いたこと、改善方法について意見交換をしました。パトロールさせていただいた現場が無事故・無災害で竣工されるよう、安全管理活動の一層の展開をお願いしました。



出 発 式



南区ヴェルディ出島現場



西区ND聖心講堂建設現場

平成28年の死傷災害は、速報値(1月末現在)で、前年同月比15件、4.8%増の326件となっており、過去最少を記録した平成27年の確定値である324件をすでに超えています。とりわけ墜落災害が前年同期より3件増加の118件となり326中36%を占めており、足場、梁桁、階段、開口部端等の仮設物、構築物等からの墜落・転落災害の防止が大きな課題になっています。一方、死亡災害は3件で過去最少の前年と同数でしたが、減少に歯止めがかかった状況です。墜落・転落による死亡災害は毎年発生しており、躯体と工事用エレベーター搬器との開口部からの墜落災害が発生しました。また、高齢化・若年技術者、技能者不足などによる災害リスクが依然高い状況に変わりはありません。

年度末、工期の追い込みに向けて現場が輻輳し、災害リスクが高まり、重大災害が全国的に多発する時期になります。工期が迫る現場の安全管理の徹底をお願いいたします。

**目 次**

平成28年度建設業年度末労働災害防止強調月間 ...	1	技能講習等の受講申請に「本籍地県名」記載が	
建設工事一斉監督実施結果 .....	2	不要になります	5
「建設業における職長及び安全衛生責任者の能力		厚生労働大臣から「過労死ゼロ」実現に向けた	
向上教育のカリキュラムが示されました .....	3	緊急要請がありました .....	6
山岳トンネル工事の切羽における肌落ち災害		労働災害発生状況 .....	7
防止対策に係るガイドラインが策定されました！	4	講習・行事コーナー	
		(平成29年3月~平成29年6月) .....	8

## 建設工事一斉監督実施結果（平成28年12月1日～22日実施）

広島労働局 監督課

工事別 対象現場数等	土木工事			建築工事			その他 (設備工事等)			合 計		
	元請	下請	合計	元請	下請	合計	元請	下請	合計	元請	下請	合計
監督実施現場数	19			82			9			110		
何らかの違反が認められた現場数	9 (47.4%)			46 (56.1%)			5 (55.6%)			60 (54.5%)		
違反事業場数	9	6	15	46	72	118	5	5	10	60	83	143
(違反率)	47.4%			56.1%			55.6%			54.5%		

## 主な事項別の違反状況(違反事業場数)

工事別 違反内容	土木工事			建築工事			その他(設備工事等)			合 計		
	元請	下請	合計	元請	下請	合計	元請	下請	合計	元請	下請	合計
元請・注文者の責務、 統括管理等	5		5	42		42	3		3	50		50
足場・通路・作業床等 (墜落防止措置)	5	4	9	27	41	68	2	3	5	34	48	82
車両系建設機械	2	1	3	0	3	3	0	1	1	2	5	7
クレーン等	0	1	1	3	8	11	0	0	0	3	9	12
作業主任者	0	0	0	0	4	4	0	0	0	0	4	4
就業制限	0	0	0	0	2	2	0	0	0	0	2	2
特別教育、雇入時教育等	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
感電防止	0	0	0	2	1	3	1	0	1	3	1	4
粉じん、有機溶剤等 労働衛生関係	0	0	0	1	4	5	0	0	0	1	4	5
その他(安衛法)	0	0	0	5	14	19	1	1	2	6	15	21

**建設業における職長及び安全衛生責任者の能力向上教育のカリキュラムが示されました！**

建設業の職長・安全衛生責任者の能力向上教育に準じた教育につきましては、平成3年1月24日基発第39号にて安全衛生教育推進要綱で示されていましたが、具体的な内容（カリキュラム）が示されていませんでした。しかし、建設業における労働災害防止を推進するためには、職長・安全衛生責任者の果たすべき役割がますます大きくなっていることから、本年2月20日付通達でカリキュラムが示されたものです。

**概ね5年ごとに能力向上教育に準じた教育を実施**

職長・安全衛生責任者について、職長等に従事することになった後概ね5年ごと及び機械設備等に大幅な変更があったときに、能力向上教育に準じた教育（以下「職長・安全衛生責任者能力向上教育」という。）を受けさせるものとする。

**「職長等能力向上教育」のカリキュラム**

職長・安全衛生責任者については下記のカリキュラムによること。

**安全衛生団体等が「職長等能力向上教育」を行う場合の講師の要件**

- (1) 「職長等教育講師養成講座及び職長・安全衛生責任者教育講師養成講座について」平成13年3月26日付第177号通達別紙2に示す職長・安全衛生責任者教育講師養成講座の修了者
- (2) 「建設業における安全衛生責任者に対する教育及び職長等教育講師養成講座等のカリキュラムの改正について」平成18年5月12日付基発第0512004号の別紙3に示す所定の科目を修了した者で上記177号通達の別紙2の科目4「(1)危険性又は有害性等の調査の方法」及び「(2)危険性又は有害性等の調査の結果に基づき講ずる措置」に相当する科目を受講した者
- (3) 建設業の安全衛生について、上記(1)と同等以上の知識及び経験を有する者

以上に基づき、建災防では今後テキストの作成、講師養成講座等の開催を経て、各支部において新しい「職長・安全衛生責任者能力向上教育」を行う予定であり、日程等具体化すれば支部報、ホームページ等を通じて開催案内をしたいと思えます。

**建設業に従事する職長及び安全衛生責任者の能力向上教育に準じた教育カリキュラム**

科 目	範 囲	時 間
職長等及び安全衛生責任者として行うべき労働災害防止に関すること	建設業における労働災害発生状況 労働災害の仕組みと発生した場合の対応 作業方法の決定及び労働者の配置 作業に係る設備及び作業場所の保守管理の方法 異常時における措置 安全施工サイクルによる安全衛生活動 職長等及び安全衛生責任者の役割	120分
労働者に対する指導又は監督の方法に関すること	労働者に対する指導、監督等の方法 効果的な指導方法 伝達力の向上	60分
危険性又は有害性等の調査等に関すること	危険性又は有害性等の調査の方法 設備、作業等の具体的な改善の方法	30分
グループ演習	以下の項目のうち1以上について実施すること。 ・ 災害事例研究 ・ 危険予知活動 ・ 危険性又は有害性等の調査及び結果に基づき講ずる措置	130分

## 山岳トンネル工事の切羽における肌落ち災害防止対策に係るガイドラインが策定されました！ (平成28年12月26日 基発1226号) 肌落ち防止計画の作成が中心に

山岳トンネル工事は以前より少なくなりましたが、現在県内では6カ所で新設工事が行われています。

山岳トンネルでは、切羽の掘削面(「鏡」という、以下同じ。)から岩石が落下(「肌落ち」という。)して作業者に激突し、死亡災害や重傷災害となる場合が多く、厚生労働省では肌落ち災害防止対策を検討してきましたが、このたび「山岳トンネル工事の切羽における肌落ち災害防止対策に係るガイドライン」を策定し、関係団体に周知依頼が行われました。

以下概要を説明します。

ガイドラインでは、目的と適用対象、用語の定義並びに事業者、従事労働者の責務が示された後、事業者が講ずることが望ましい事項として、

- 1 切羽の立ち入り禁止：切羽への原則立ち入り禁止及び真に必要な者のみ立ち入り許可。
- 2 肌落ち防止計画の作成：山岳トンネル工事を行う場合、切羽における肌落ち防止計画等を作成し、関係者に周知すること。

が示されています。

### 肌落ち防止計画の作成

#### 1 地山の事前調査

トンネル掘削の作業箇所や周辺地山について、地表面の現地踏査、ボーリング、弾性波探査等の方法により、以下の調査を行う。

- (ア) 岩種、(イ) 地山の状態(岩質、水、不連続面の間隔等)、(ウ) ボーリングコアの状態  
(エ) 弾性波速度、(オ) 地山強度比、(カ) 可燃性ガス、有害ガス等の有無、状態

#### 2 肌落ち防止計画

次の事項を含む肌落ち防止計画を策定すること。

##### ア 肌落ち防止対策

地山の事前調査に適應した肌落ち防止対策を立てること。

##### イ 切羽の監視

切羽監視責任者による監視項目、監視方法を定める。肌落ち予兆を関知できるような、監視項目を含むこと。

- (ア) 切羽の形状、(イ) 割目の発生の有無、(ウ) 湧水の有無、(エ) 岩盤の劣化の状態  
また、監視方法は、切羽で作業中は常時監視をすることを含む。

##### ウ 切羽からの退避

肌落ちにより被災の恐れがある場合は、直ちに切羽から労働者を退避させるための退避方法、切羽監視責任者による退避指示の方法等。

##### エ その他 地山の状況により、追加の肌落ち防止対策を検討すること。

#### 3 作業手順書

肌落ち防止計画に基づいた作業の手順を明らかにした作業手順書を作成すること。

### 肌落ち防止計画の実施及び変更

上記で作成した肌落ち防止計画に基づき、作業を適切に実施すること。及び計画の適否を確認し、必要に応じて計画の変更を行うため、次の事項を実施すること。

#### 1 切羽の調査

##### ア 切羽の観察

掘削を行う作業箇所等における装薬時、吹付時、支保工建込時、交替時切羽の観察を行い、過去の切羽の観察結果の推移と比較を行い、必要に応じ、先進ボーリング等の方法により、調査を行うことにより適切に把握すること。

- (ア) 圧縮強度及び風化変質、(イ) 割目間隔及び割目状態、(ウ) 走向・傾斜

- (エ) 湧水量、(オ) 岩盤の観察結果の状態

##### イ 切羽の観察結果の記録

アの観察結果を記録し、切羽評価点を算定し、地山等級を査定すること。

##### ウ 計画の適否の確認

ア及びイの切羽の調査結果及び地山等級の査定結果から得られる地山等級と、設計時の地山等級を比較し、同計画の適否を確認すること。

#### 2 計画の変更

上記の検討結果から、十分な肌落ち防止対策ができない恐れがあれば、事業者は発注者、設計者と検討を行い、計画を適切なものに変更すること。

### 切羽監視責任者の選任

現場の労働者の中から、切羽監視責任者を選任し、切羽の監視等の業務を行わせること。より具体的な防止対策等については、当支部、厚生労働省のホームページをご覧ください。

**技能講習等の受講申請に「本籍地県名」の記載が不要になります。**

労働安全衛生規則等では、クレーン運転免許試験の受験申請書、足場作業主任者技能講習等の受講申請書、合格した場合の免許証、修了証、資格者帳簿に本籍地（都道府県名のみ）の記載が義務付けられていますが、「本籍地の確認のため住民票等の公的書類の証明申請をする等、申請者の負担を軽減するため、画一的な本籍地の記載を求めるとを不要とする」とこととし、免許試験、技能講習等受験、受講申請書等から本籍地欄を削除する等の規則改正が行われます。これによって、本籍地の記載を求めている技能講習修了証の様式から本籍地欄が削除され、技能講習受講申請書、修了証、技能講習実施機関の保有する資格者帳簿から本籍地が不要になります。

建災防広島県支部としましては、改正通達を受けて、本年4月1日以降、技能講習受講申込書、特別教育、その他の教育の受講申込書、修了証、資格者台帳、書替・再交付等申請書、教習計画パンフレット、ホームページの様式改正を行うこととしております。

**労働安全衛生規則等の一部を改正する省令案（概要）****1 趣旨**

労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号。以下「安衛則」という。）では、危険物乾燥設備（乾燥設備で、危険物又は危険物が発生する乾燥物を加熱乾燥するものをいう。）について、同設備内部で爆発が発生した場合に、その爆発によって発生した爆風を爆発戸等を通じて設備の外部に排出することにより、設備全体の破裂等を防ぐことを目的として、安衛則第294条第4号において、周囲の状況に応じ、その上部を軽量な材料で造り、又は有効な爆発戸、爆発抗等を設けることが求められている。

しかしながら、爆発で発生した圧力を設備が変形することで吸収し、設備が破壊されることを防止できる構造等を有する危険物乾燥設備には、爆発戸等を設けることなく設備全体の破裂等を防ぐことができ、また、国際的にも、このような安全確保の方策が普及していることを踏まえ、当該危険物乾燥設備については、爆発戸等の設備等の義務を免除することとする。

また、安衛則等に基づき、免許試験受験等の申請書や帳簿等には本籍地記載が義務付けられているが、本籍地の確認のために住民票等の公的書類を準備する等の申請者の負担を軽減するため、画一的に本籍地の記載を求めるとを不要とすることとし、免許試験受験申請書等から本籍地欄を削除する等所要の改正を行う。

**2 改正内容****(1) 危険物乾燥設備の爆発戸等に関する改正**

危険物又は危険物が発生する乾燥物が爆発する場合に生じる圧力に耐える強度を有する危険物乾燥設備について、爆発戸等の設備等を免除する。（安衛則第294条第4号）

**(2) 本籍地の記載を求める省令様式等の改正**

以下の省令における本籍地の記載を求める様式等について、本籍地に関する項目を削除する。

- ・安衛則
- ・作業環境測定法施行規則（昭和50年労働省令第20号）
- ・労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令（昭和47年労働省令第44号）

**(3) その他の所要の改正を行う。****3 根拠条文**

労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第27条第1項、第38条第3項、第46条第1項、第67条第4項、第82条第1項及び第113条並びに作業環境測定法（昭和50年法律第28号）第7条及び第50号 等

**4 施行期日等**

公布日：平成29年3月上旬（予定）

施行日：平成29年4月1日（一部については、平成29年6月1日）（予定）

**厚生労働大臣から「過労死ゼロ」実現に向けた緊急要請がありました。**

「過労死等防止対策推進法」(平成26年11月)が施行されてから2年が経過したものの、平成27年の脳・心臓疾患の労災支給決定件数が251件、精神障害による労災支給決定件数が472件となっており、マスコミ報道で取り上げられ社会問題となった広告会社の新入社員のパワハラ過労自殺、電力会社管理職の過労自殺等、いまだ多くの悲劇が繰り返されている現状から、「過労死等ゼロ」を目指すため、平成29年2月7日、塩崎泰久厚生労働大臣から緊急要請書が事業主団体宛て届きました。

建設業は長時間労働等過重労働による脳・心臓疾患の労災認定申請件数111件、認定決定件数28件でそれぞれ3位(平成26年は2位)と多く、過重労働等による精神障害の請求件数が95件で5位、認定決定件数が36件で6位(平成26年度も同じ)となっており、長時間労働等により発生するこれらの障害、労災認定と無縁ではありません。

厚生労働大臣の要請書によりますと、過労死等防止のため、

- (1) 時間外休日労働を行わせる場合、時間外休日労働に関する労使協定(「36協定」)の限度時間を超えないこと。(現在労働基準法の改正準備がなされ、建設業においても時間外労働の上限時間の協定が必となることが検討されています。)
- (2) 過重労働防止のためには労働時間をきちんと把握する必要があることから、「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドライン」(平成29年1月20日)に基づき、

参加することが義務付けられている研修・教育訓練の受講や使用者の指示により業務に必要な学習等を行っていた時間は労働時間として取扱わなければならないこと

やむをえず自己申告により労働時間を把握している場合には、労働者からの自己申告により把握した時間と、入退場記録等のデータにより分かった事業場内にいた時間の間に着しい乖離が生じているときは実態調査を行うこと

等の時間管理を徹底することが求められています。
- (3) 経営者が労働者の健康確保措置に関与する体制の構築を図ることが重要であることから、企業、業界団体のトップが自らリーダーシップを発揮されて、担当役員を選任するなど組織的な推進と、働きやすい職場環境の整備をする等メンタルヘルス対策の取組みを行うよう求められています。
- (4) 長時間労働の一因として、顧客や発注者からの要請等取引上の都合や商慣行が存在することから他の企業との取引を行うにあたり、短納期の発注・受注を抑制し、発注内容の煩雑な変更を抑制するとともに、発注の平準化、発注内容の明確化などの改善を図ること等の要請がありました。

詳しくは、当支部ホームページをご覧ください。

平成27年・28年 建設業における事故の型別労働災害発生状況 (労働者死傷病報告による)

広島労働局 (平成29年1月末)

事故の型別	墜落	転倒	激突	飛来落下	崩壊	突され	はね巻き	切れ	踏み	高温・低温の物との接	有害物質との接	感電	火災	交通事故	動作の反動	その他	合計
平成27年	(1) 115	31	17	(1) 32	10	15	(1) 32	26	3	0	1	0	0	11	18	0	(3) 311
平成28年	(1) 118	39	15	(1) 23	10	15	27	29	2	2	2	2	0	(1) 14	25	3	(3) 326

( )内は、死亡の内数

平成27年・28年 全産業・建設業・署別労働災害発生状況 (労働者死傷病報告による)

広島労働局 (平成29年1月末)

監督署別	全 産 業							建 設 業								
	平成27年			平成28年			増減数	平成27年			平成28年			対前年増減数	対前年増減率 (%)	建設業/全産業 (%)
	死亡	休業	死傷計	死亡	休業	死傷計		死亡	休業	死傷計	死亡	休業	死傷計			
広島中央	8	863	871	1	858	859	-12	2	85	87	1	94	95	8	9.2	11.1
呉	1	256	257	3	291	294	37	0	30	30	0	28	28	-2	-6.7	9.5
福山	4	599	603	5	564	569	-34	0	66	66	1	73	74	8	12.1	13.0
三原	3	144	147	2	152	154	7	0	22	22	0	18	18	-4	-18.2	11.7
尾道	1	204	205	1	170	171	-34	0	24	24	0	24	24	0	0.0	14.0
三次	2	158	160	2	160	162	2	0	20	20	0	23	23	3	15.0	14.2
広島北	2	325	327	1	344	345	18	0	42	42	0	42	42	0	0.0	12.2
廿日市	2	260	262	1	283	284	22	1	19	20	1	21	22	2	10.0	7.7
合計	23	2,809	2,832	16	2,822	2,838	6	3	308	311	3	323	326	15	4.8	11.5

平成28年・29年 建設業における事故の型別労働災害発生状況 (労働者死傷病報告による)

広島労働局 (平成29年1月末)

事故の型別	墜落	転倒	激突	飛来落下	崩壊	突され	はね巻き	切れ	踏み	高温・低温の物との接	有害物質との接	感電	火災	交通事故	動作の反動	その他	合計
平成28年	7	2	2	3	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	2	0	(0) 18
平成29年	9	3	0	0	0	2	1	0	0	0	0	0	0	(1) 1	0	0	(1) 16

( )内は、死亡の内数

平成28年・29年 全産業・建設業・署別労働災害発生状況 (労働者死傷病報告による)

広島労働局 (平成29年1月末)

監督署別	全 産 業							建 設 業								
	平成28年			平成29年			増減数	平成28年			平成29年			対前年増減数	対前年増減率 (%)	建設業/全産業 (%)
	死亡	休業	死傷計	死亡	休業	死傷計		死亡	休業	死傷計	死亡	休業	死傷計			
広島中央	0	27	27	0	24	24	-3	0	5	5	0	4	4	-1	-20.0	16.7
呉	0	8	8	0	11	11	3	0	1	1	0	1	1	0	0.0	9.1
福山	1	21	22	1	28	29	7	0	3	3	1	2	3	0	0.0	10.3
三原	0	8	8	0	9	9	1	0	1	1	0	3	3	2	200.0	33.3
尾道	0	12	12	0	18	18	6	0	2	2	0	2	2	0	0.0	11.1
三次	0	11	11	0	5	5	-6	0	2	2	0	2	2	0	0.0	40.0
広島北	0	17	17	0	11	11	-6	0	3	3	0	1	1	-2	-66.7	9.1
廿日市	0	8	8	0	7	7	-1	0	1	1	0	0	0	-1	-100.0	0.0
合計	1	112	113	1	113	114	1	0	18	18	1	15	16	-2	-11.1	14.0

# 平成28年度講習計画

(平成29年3月末までの計画)

建設業労働災害防止協会広島県支部

建設工事に従事する労働者のための安全衛生教育  
「建設従事者教育」(6時間)  
\*要請により、随時実施(支部)

## 特別教育等の日程

足場の組立て等(3時間)	実施場所	受付分会
3月21日	広島市	広島

## 職長等各種教育の日程

職長・安全衛生責任者教育	実施場所	受付分会
3月16~17日	広島市	広島

# 平成29年度講習計画

(平成29年4月~平成29年6月末までの計画)

## 作業主任者技能講習の日程

足場の組立て等	実施場所	担当分会	型枠支保工の組立て等	実施場所	担当分会	地山の掘削及び土止め支保工	実施場所	担当分会
4月20~21日	広島市	広島	5月16~17日	三次市	三次	4月17~19日	三次市	三次
5月25~26日	福山市	福山	6月1~2日	福山市	福山	5月22~24日	呉市	呉
						6月20~22日	広島市	広島
建築物等の鉄骨の組立て等	実施場所	担当分会	酸欠・硫化水素危険	実施場所	担当分会			
6月8~9日	広島市	広島	6月16・17・19日	広島市	支部			

## 特別教育日程

足場の組立て等(3時間)	実施場所	受付分会	足場の組立て等(6時間)	実施場所	受付分会	巻上げ機(ウインチ)運転	実施場所	受付分会
4月11日	広島市	広島	4月26日	広島市	広島	4月24日	福山市	福山
5月11日	広島市	広島	6月2日	広島市	広島	25日	広島市	広島
16日	福山市	福山						
30日	呉市	呉	低圧電気取扱業務	実施場所	受付分会	ロープ高所作業(学科のみ)	実施場所	受付分会
6月14日	尾道市	尾道	4月13日	広島市	広島	4月12日	広島市	広島
27日	広島市	広島						
			自由研削砥石取替え等業務	実施場所	受付分会	アーク溶接等業務	実施場所	受付分会
			6月28日	広島市	広島	6月19~20日	福山市	福山

## 特別教育に準じた教育日程

刈払機取扱作業	実施場所	受付分会	振動工具取扱作業従事者	実施場所	受付分会
4月13日	三原市	三原	6月29日	福山市	福山
5月2日	福山市	福山			

## 統括・職長等各種教育日程

現場管理者統括管理	実施場所	受付分会	職長・安全衛生責任者教育	実施場所	受付分会	斜面点検者教育	実施場所	受付分会
4月25日	福山市	福山	4月27~28日	尾道市	尾道	5月9日	広島市	広島
5月30日	広島市	広島	5月11~12日	福山市	福山	6月13日	三次市	三次
6月7日	呉市	呉	24~25日	広島市	広島			
			30~31日	三次市	三次	熱中症予防指導員・管理者	実施場所	受付分会
			6月15~16日	呉市	呉	5月17日	広島市	広島
足場能力向上教育	実施場所	受付分会				6月6日	福山市	福山
足場点検実務者研修						13日	広島市	広島
6月14日	広島市	広島						

\* 詳細につきましては、支部及び各分会にお問い合わせください。

なお、定数に満たない場合は中止、または、延期する場合があります。

建災防広島県支部 (082) 228 - 8250

### 広島県支部各分会

広島分会 (082) 228 - 8252  
 呉分会 (0823) 22 - 6886  
 福山分会 (084) 924 - 4320

三原分会 (0848) 63 - 9920  
 尾道分会 (0848) 22 - 8918

三次分会 (0824) 62 - 4391  
 廿日市分会 (0829) 31 - 0196

## ホームページアドレス

建災防広島県支部  
 建災防広島県支部広島分会  
 建災防広島県支部福山分会  
 建災防広島県支部三次分会

<http://www.jcosha-hiroshima.jp/>  
<http://www.jcosha-hiroshima.jp/hiroshimabunkai/>  
<http://fukubun.sakura.ne.jp/>  
<http://ww7.enjoy.ne.jp/~khm62/>